

一九七七年以前出土の木簡（二二八）

秋田・胡桃館遺跡

- 1 所在地 秋田県北秋田市鷹巣町（旧北秋田郡鷹巣町）綏子字
胡桃館・坊沢字上野
- 2 調査期間 一九六七年（昭42）七月～八月、二一九六八年八月
- 3 発掘機関 秋田県教育委員会・鷹巣町教育委員会
- 4 調査担当者 修介、二 豊島 昇 一 奈良
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 九世紀後半～一〇世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 胡桃館遺跡は、JR鷹ノ巣駅の西北西約一kmに所在



し、西流する米代川の北約2km、標高28m前後の沖積地に立地する。一九六一年のグラウンド造成工事中の遺物出土を遺跡発見の端緒とし、その後、一九六三・六五年には掘立柱列（A₁柱列）、柵列（A₂柵列）や建物（C建物）の一部である土居材が検出され、一九六七年から三カ年にわたって発掘調査が実施された。

その結果、弧状をなす柵列（A₂柵列）の内側（北）から、建物四棟（C・B₁・B₂・B₃建物）が検出された。これらはいずれもシラス層下にある同一の黒色土面に建てられており、同時期のものである。また、建物部材はいずれも南東の方向にやや傾いており、建物などを覆う厚さ2mにも及ぶシラスが、北西方向から押し寄せたことを示している。このシラス層は、近年の地形・地質学的研究により、九一五年に発生した十和田火山噴火に伴う毛馬内火碎流堆積物を母材とするラハール堆積層（火山泥流や火山洪水など火山噴火による二次堆積物の総称）であると解析されている。

木簡は、第一次調査において、C建物から一点、第二次調査において、B₂建物から一点とC建物から一点の計二点、以上総計三点が出土した。

C建物は桁行一一・八m梁行九・〇m、板校倉式の東西棟建物である。C建物の床板下の地表には、木材の削片が敷きつめられているかのように検出され、(1)はこれらの削片とともに出土した。二

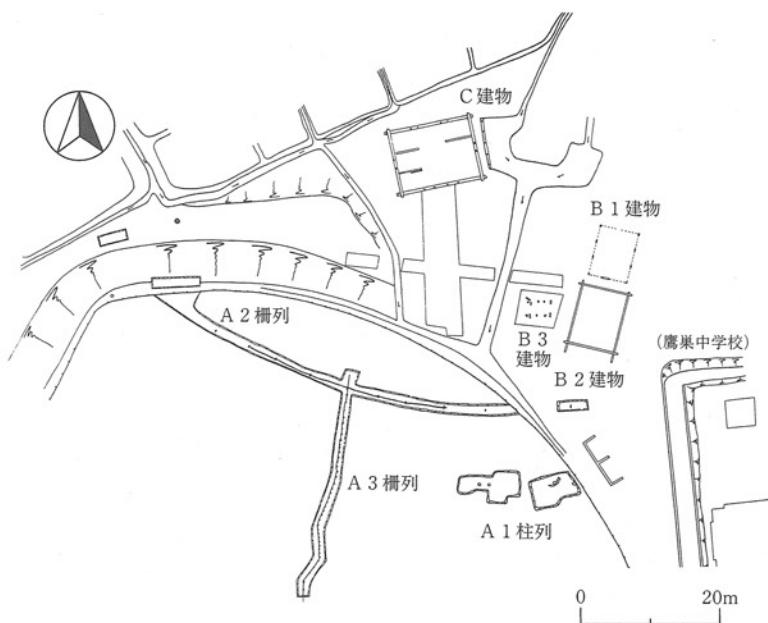
(1)はC建物内出土木製品と報告されるが、第二次概報(秋田県教育委員会一九六九年)には写真のみ掲載され、墨書の有無や出土状況に関わる記述はなく詳細は不明である。上記二点の木簡は、調査当時から墨書の存在は知られていたものの、釈文の報告はなかつた。なお、(1)の釈読案は、富樫泰時氏により紹介されている(『日本の古代遺跡』一四秋田保育社、一九八五年)。

(2)はB2建物の西面南扉板である。B2建物は、桁行八・八m梁行六・七m、板校倉式の南北棟建物である。この墨書の存在は一九九四年に新たに確認された(船木一九九四年)。

木簡のほかに墨書土器が四点出土している。報告書(秋田県教育委員会一九七〇年)によると、第一次調査C地区から「守」、第二次調査B2建物西扉内側から「不」または「木」、同建物南西隅炉跡付近から「寺」、第三次調査Bトレンチから「寺」と記された墨書土器が報告されている。再調査の結果、「不」は確定でき、「守」とされたものは「寺」の可能性がある。

二〇〇四年、出土から三七年を経て(1)が釈読された。釈読に至る経緯と知見は、関係文献に詳しい(山本・高橋二〇〇五年)。また、その後実施した保存処理の結果、墨痕が著しく鮮やかになり、釈読

をさらに進めることができた(同一〇〇六年)。本稿はこれらに基づくものである。



胡桃館遺跡遺構配置図(山本・高橋2005より)

一 第一次調查

(1) 相 給 出 物 名 帳

□。 □玉作 □米五升五合 玉作
□米一升 [麻] [力] 主

□□□米一升五合和尔部永□米一升
□□□丈部今カ

一升建部弘主米一升公
〔子カ〕
米一升伴万呂米一升

〔得カ〕

一一升

E

• 1

○

卷之三

卷之六

○
224×226×11
065

葉により、現在欠損している部分にあつたことが判明したものである(二〇〇二頁に掲載)。

確認できた人名は、「玉作□主」〔麻カ〕、「玉作□□」〔日カ〕、「建部弘主」、「和爾部

方板状の木札。四周削り。上下両端には、斜め方向への切削が認められる（断面は台形状を呈しており、表面が下辺にあたる）。左下角は円弧状に加工され、四隅に穿孔がある。これらは方板状加工に伴うものと考えられる。表面の調整は、チヨウナで板面を加工したのちヤリガンナで荒仕上げをしたもの、裏面は、チヨウナで板面を加工したのち、ヤリガンナで仕上げたものである。裏面は板面に風化が認められるものの、より平滑に仕上げられている。なお、表面の文字は、穿孔を避けて書かれていると判断できる。

一行目の「鹿」は、「鹿」などの可能性もある。三行目の「米一升」の上の「口」は、「舌」(則天文字「正」)に似る。四行目「永

□の「□」の筆遣いは、「石」+「木」で、「集」の可能性もある。四行目末尾の文字は、「庭」「道」「繼」などの可能性がある。五行目

の公子姓と思われる者の名の一文字目は「黒」「里」など、二文字目は、「身」「見」などの可能性がある。六行目の「得カ」の上には、

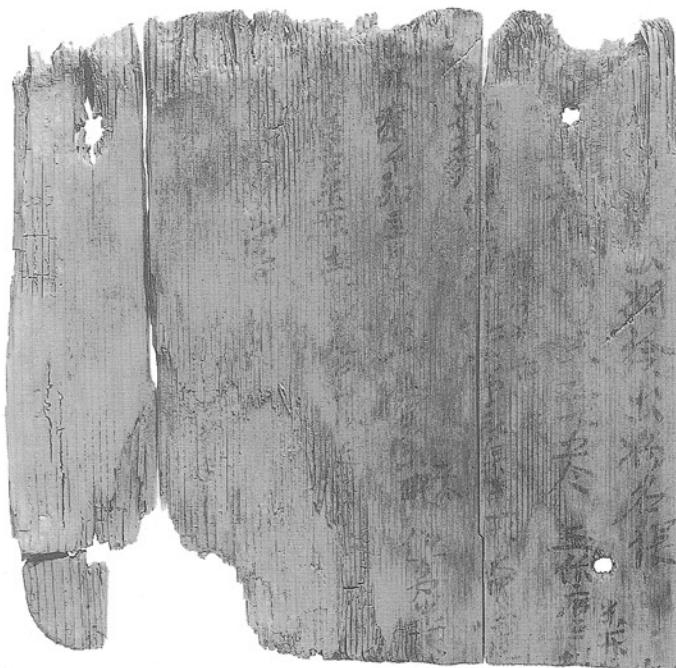
「人」のような墨痕がみえる。裏面の文字は、保存処理によりかな

りの墨痕が認められたものの、なお文意は判然としない。天地逆に書かれた「〔松五十カ〕」の文字は、出土直後に秋田県警察本部鑑識課に

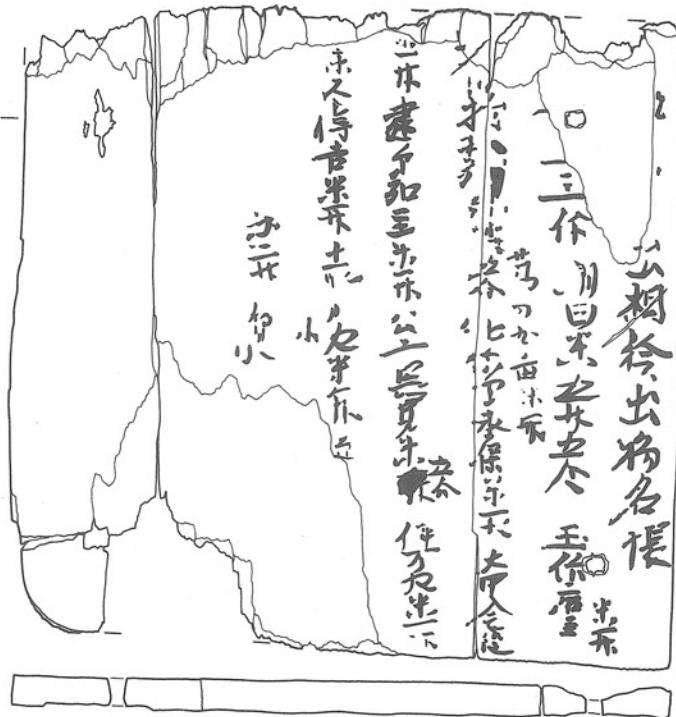
より撮影された赤外線写真の写真台紙（奈良文化財研究所保管）の一葉により、現在欠損している部分にあつたことが判明したものであ

る(二〇二頁に掲載)。

永□」「丈部今カ」「伴万呂」「土師□呂」「公□□□」〔子カ〕「□□□吉」〔得カ〕の九名である。「玉作」姓の人物は、九世紀後半頃の出羽国に関わるものとして、「俘魁玉作字奈麿」「玉作正月麿」が著名で（『日本三代実録』）、「建部」「和爾部」「丈部」「伴」「土師」「公子」はいずれも陸奥・出羽の出土文字資料などに例がある。確認される米の量は



一(1)表(赤外線写真)

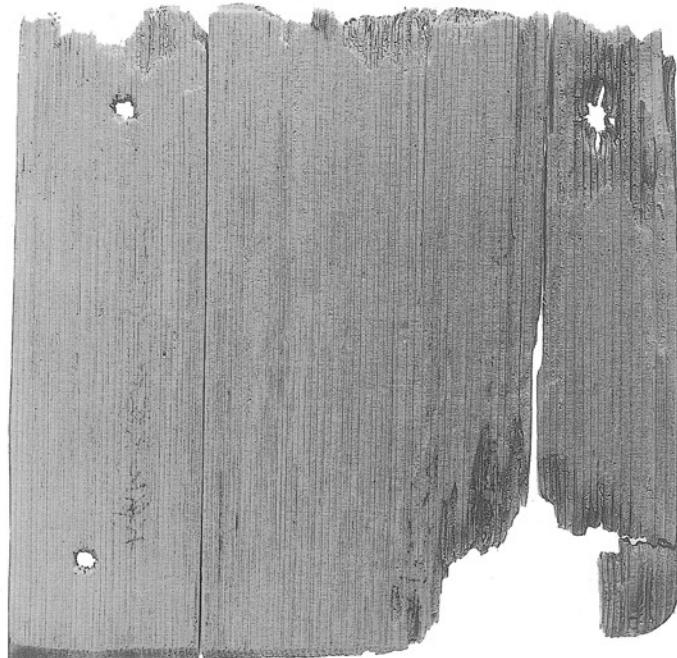


一(1)表

「一升」が多いが、「五升五合」「三升」「二升五合」もみられ一定しない。他に「一升」を見せ消ちし「五合」と訂正したものもある。二行目の「五升五合」は、米の総量がこれを超えることから合計とは考えがたく、玉作某一人の米に關わる量とみるべきである。

木簡の原形は、以下のように推測できる。方板に遺る左下隅の円

1977年以前出土の木簡

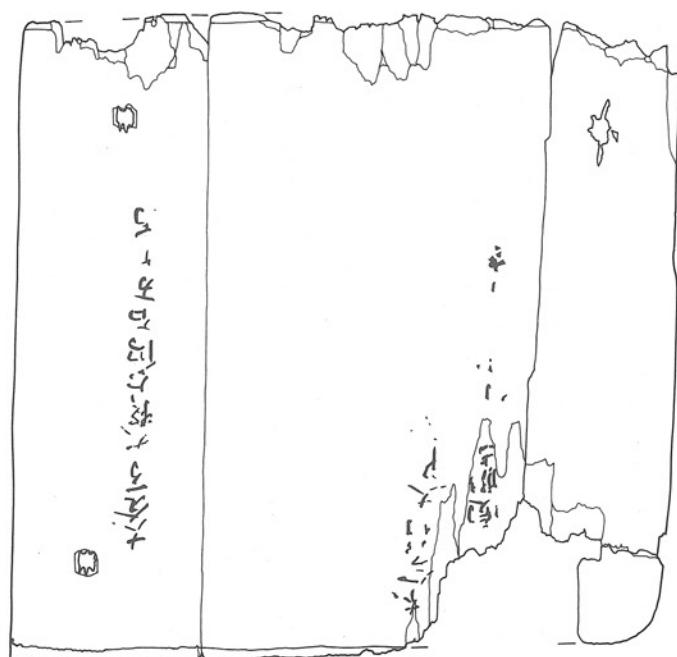


一(1)裏(赤外線写真)

二(1)
(赤外線写真)



二(1)



一(1)裏

一 第一次調査

(247)×(17)×5 081

(1) 「建□」

(2) 「建□」

一□□
〔経□〕

七月十六日自誦奉□卷
〔卅□〕

十八日卅卷

(973)×504×43 061



一(1)裏(部分)

(秋田県警察本部鑑識課撮影赤外線写真)
(山本・高橋2006より転載)

(1)の二文字目「□」は、「聿」の縦画が通らず「違」に似た字であるが、一文字目とは運筆が異なる。運筆の異なる同じ文字を習書した可能性もあるが、「□」と可能性を指摘するに留め、文字は確定しなかった。なお、表面中程に墨で塗りつぶした箇所があり、上端部の裏面から木口にかけてにも横方向の墨塗りが認められるが、いずれも文字とは認められない。

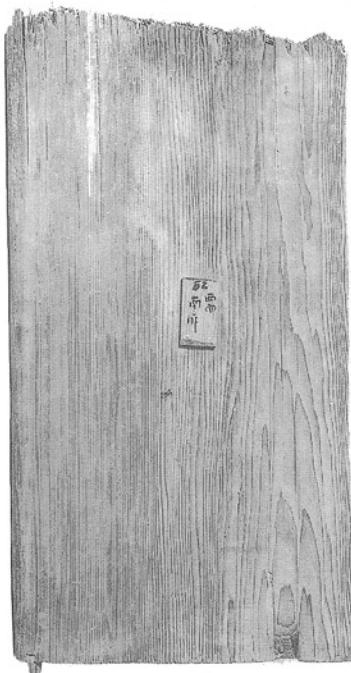
(2)は、B2建物（南北棟建物）の西面南扉板で、上端は欠損する。確認される墨書は、最も上の文字が扉板の下端からおよそ六一〇mmの位置に記されており、現状では、四行二六字が確認される。全文同筆である。某年七月一六日から一八日までの經典誦誦の記録であり、一日三〇巻の經典を三日わたり読誦したものである。

以上、(1)に記された人名は、九世紀後半頃の米代川流域の居住者を示す一次史料として貴重であり、今後、当該地域の氏族分布や

弧状加工は、それ以前の大型木製品に由来するものであろう。文字が穿孔を避けていることから、方板状加工は表面の墨書より先行すると判断される。また、加工痕跡の観察知見によるならば、より平滑に仕上げられた裏面が、元來の木製品としてのオモテにあたると理解すべきである。以上から、木札の製作過程は、まず大型板材の一つの隅の部分を用いて方板が作成され、さらに方板が木簡へと転用されたと考えるのが穩當である。なお、年輪年代法による木札の年輪年代は、西暦八五三年（心材型）である。また、同遺跡から出土した部材のうち、現在確認されている最も年代の降るもののが年輪年代は、机板と報告されている部材の九〇五年（刃材型）である。



二(2)墨書部分拡大



二(2)

支配の実態を検討する上で、避けては通れない史料となろう。加えて、二(2)にみえる經典誦誦の記録と「寺」と記した墨書土器は、胡桃館遺跡の少なくとも一部に仏教施設（それが常設か臨時かはおくとして）の存在を明らかにした。胡桃館遺跡出土の文字資料は、遺跡の全体像の解明に資する資料として期待される。

小稿は、第二七回木簡学会研究集会における報告をもとにしたもので、釈読は奈良文化財研究所史料研究室と報告者による検討の成果である。出土遺物の年輪年代は、奈良文化財研究所古環境研究室の光谷拓実氏、木製品の加工痕跡は、同建造物研究室の窪寺茂氏のご教示を得た。木簡の写真は、同写真室の中村一郎氏による。

9 関係文献

秋田県教育委員会 「胡桃館埋没建物発掘調査概報」（一九六八年）

同 「胡桃館埋没建物遺跡第二次発掘調査概報」（一九六九年）

同 「胡桃館埋没建物遺跡第三次発掘調査報告書」（一九七〇年）

船木義勝「板扉の墨書文字」（秋田県立博物館「博物館ニュース」九

七、一九九四年）

山本崇・高橋学「鷹巣町胡桃館遺跡出土の木簡」（秋田県埋蔵文

化財センタ－研究紀要」（一九、二〇〇五年）

同「胡桃館遺跡出土木簡の再釈讀について」（同二〇、二〇〇六年）

（高橋 学（秋田県教育庁払田柵跡調査事務所）・榎本剛治（北秋田市教育委員会）・山本 崇（奈良文化財研究所）・吉川真司（京都大学））